

第 1 回 片瀬山市民の家再整備調整会議 議事要旨

日 時：2022年（令和4年）9月8日（木）19時～20時20分

場 所：片瀬市民センター 第3談話室

出席者：【検討委員】渋谷氏、甲斐氏、若月氏、畠山氏、林氏、松本氏、北川氏、
正田氏、荻野氏、坂間氏

【事務局】（市民自治推進課）日原参事、森主幹、野田補佐、
（片瀬市民センター）横田センター長

欠席者：【検討委員】伊地知氏、井口氏【事務局】（片瀬市民センター）森井主幹

資 料：次第に記載のとおり

（渋谷氏からの当日配布資料）

- ・「片瀬山市民の家たより（第1~4号刊）」
- ・CSWに関する案内資料
- ・片瀬山市民の家小会議室の無料開放継続のお知らせ
- ・片瀬山市民の家の水害時使用について（お知らせ）

<2020年（令和2年）7月6日 市民自治推進課長>

議 事

（1）委員紹介

- ・資料1に沿って各自自己紹介。

（2）調整会議について

資料2「片瀬山市民の家再整備調整会議設置要綱」について、以下の項目を
抜粋して事務局から説明。

- ・第1条（会議の設置及び目的）
- ・第2条（所掌事項）
- ・第4条（任期）
- ・第5条（会長及び副会長）

会長の選任について立候補者なく、畠山委員が渋谷氏を推薦。

渋谷氏が承諾し、会長に決定した。

副会長については、地域のことに詳しく、女性委員が多いことなどから
松本氏に決定。

- ・議事録については事務局が作成し、各回の冒頭に承認いただくこととした。
- ・資料3「片瀬山市民の家再整備事業 年度別スケジュール」について、
事務局から説明し、公共施設の再整備について次のとおり確認した。

- ・公共施設の再整備は企画政策課が作成する再整備プランに基づき進められること。
 - ・令和7～10年度で再整備する公共施設は、令和6年度の第4次再整備プランの策定に向けた調整で決められること。
 - ・現行の第3次再整備プランで片瀬山市民の家は「検討事業」の位置づけであること。
 - ・令和7年度以降に建て替えを進めるためには、次の第4次再整備プランで「検討事業」から「実施事業」に格上げされる必要があること。
 - ・その検討材料となるのが、この会議で調整する再整備方針であること。
 - ・仮に、格上げされなかった場合、再整備が4年間先送りとなる可能性があること。
- ・資料3「片瀬山市民の家再整備調整会議 検討スケジュール」について、事務局から説明し、次のとおり確認した。
 - ・調整会議は、2か月に1回、令和5年9月まで全7回開催予定であること。
 - ・会議は市が提示する素案について委員からご意見をいただき、次の会議で修正案を示すという流れで、1つのテーマについて3回の会議で決定していく予定であること。

【質疑・ご意見】

- ・住民参加の会議は令和5年度までで、それ以降は市で進めるのか。
 - ⇒ そのとおり、令和5年度以降は予算確保など市のほうで進めていく。
- ・提言書を尊重して沿った内容で提示してほしい。
- ・要望事項の中で絶対にダメだというのは、最初から示してほしい。
- ・令和6年度に「実施事業」に格上げされない場合、この会議は続くのか。
 - ⇒ 格上げできるよう進めていくが、もしそうなった場合には、その段階であらためて進め方を検討する。
- ・この会議は提言書やこれまでの会議をどの程度反映して進めるのか。
 - ⇒ 提言書をベースに市が対応できる部分での素案を示し、それについてご意見をいただきながら詳細をつめていく。
- ・この会議では、行政が対応できる部分を明確にしてほしい。

(3) 片瀬山市民の家再整備事業の概要について

- ・資料4「地域市民の家リーフレット」について、事務局から説明し、次の点を確認した。
 - ・市民の家の設置の趣旨

- ・部屋の構成は、どの地域の方も同様のサービスが受けられるように、概ね同様の構成となっていること。
- ・資料5「片瀬山市民の家の概要、計画地の概要、再整備の経緯」について、事務局から説明した。

【質疑・ご意見】

- ・資料5より詳細な経緯の資料が片瀬市民センターの談話室に置いてある。

(4) 提言書について

- ・資料6「新コミュニティ拠点施設多機能化についての提言書」について、事務局から説明し、次の点を確認した。(ページ数が多いため、詳細は資料でご確認いただくよう依頼。)
- ・この提言書は、片瀬地区の方々が委員となり平成30年11月から令和2年1月まで全8回開催された「片瀬地区新コミュニティ施設検討会議」で作成されたものであること。
- ・この提言書を基に、新施設の機能等に関する市の素案を次回会議で示すこと。

【質疑・ご意見】

特になし。

(5) 公共施設の再整備について

- ・資料7「第3次藤沢市公共施設再整備プラン(抜粋)及び資料8「地域コミュニティ拠点施設のあり方方針(抜粋)」について事務局から説明し、次の点を確認した。
 - ・片瀬山市民の家再整備は、「検討事業」の位置づけとなっていること。
 - ・供用開始予定が「令和8年度中」となっているのは、無事に「実施事業」へ格上げされた場合の最短のスケジュールであること。
 - ・「あり方方針」における「地域市民の家の再整備」について、多くの施設の老朽化が進んでおり、近い将来に再整備の検討が必要な状況であることを踏まえ、やや曖昧な内容を具体化するよう今年度に改定を予定していること。

【質疑・ご意見】

- ・福祉避難施設とはどういうものか。
- ・資料7、34ページ「藤沢市福祉避難施設の設置状況」の表では、一人暮

らしの人を福祉避難施設の収容対象としているが、一人暮らしの方の全てが対象とは限らない。また、提言書では病気の方や妊婦、乳幼児をお持ちの方なども利用できる施設を提言している。市の考えとボタンの掛け違いがあると困る。

⇒ 福祉避難所は、1次と2次があり、各市民センターが1次避難所となっている。2次避難所には、市が協定を結んでいる福祉施設が指定されており、1次避難所での生活が困難な方が2次避難所に移動する。

この表がどこで作られたものか不明だが、高齢者に関する記載のみで資料として適切でない。無視していただいて構わない。

2 本日の会議のおさらい（決定事項、要検討事項）

事務局から、次回以降、会議の最後に決定した内容や課題について確認していく予定であることを説明した。

3 その他

（1）次回の会議について

- ・事務局から、会議開始時刻を早めることについて提案。平日の午後3時30分開始とすること、次回は11月10日（木）とすることを仮決定した。

（2）事務局から周知について提案

- ・この会議の存在と議論の内容等について今後、ポイントとなるタイミングで事務局がニュースを作成し、片瀬地区の方々に周知していくこと。また、委員の氏名を掲載することについて了承いただいた。

以 上